

# 農業委員会だより



## 「耕作放棄地の解消」

川島町は農業を主体に成長をとげてきた町です。特に、堤防内に広がる水田地帯では水稲の作付けが盛んに行われてきました。近年は、農家の後継者不足に拍車がかかり、農家の存続が困難となっている状況です。また、耕作放棄地になる農地が増えている状況でもあります。そのような中、新たな力で耕作放棄地の解消を推進しているところもあります。豊かな農村風景を後世に残せるよう皆さんで取り組んでいきましょう。

- 🍅 耕作放棄地の解消にご協力を
- 🍅 農業委員会事務局受付業務
- 🍅 農地バンク制度
- 🍅 アライグマなどから農作物を守ろう
- 🍅 農業者年金
- 🍅 農業委員会からのお知らせ
- 🍅 編集後記



川島町マスコットキャラクター  
「かわみん」 「かわべえ」

## 第26号

令和4年3月25日発行

発行：川島町農業委員会  
編集：川島町農業委員会だより編集委員会  
〒350-0192  
比企郡川島町大字下八ツ林870-1  
電話：049 (299) 1760 (ダイヤルイン)

# 耕作放棄地の解消にご協力を

農業委員会では、耕作放棄地の解消に向けて、毎年農地パトロール（現地調査）を行っています。今年度も7月から9月にかけて町内全域の農地を確認しました。

## 耕作放棄地が与える影響

- ①耕作放棄地は、周りの環境にさまざまな悪影響を与えるおそれがあります。また、一度耕作をやめて数年経てば、農地の原型を失うほど荒れてしまいます。
- ②耕作放棄地が及ぼす周辺地域の営農環境への悪影響として、病害虫・鳥獣被害の発生、雑草の繁茂、用排水施設の管理への支障などが考えられます。また、地域で中心となって農業を担う経営者への農地集積の阻害要因ともなっています。
- ③地域住民の生活環境への悪影響としては、土砂やゴミの不法投棄、火災発生の原因となるなどが考えられます。
- ④道路に隣接した耕作放棄地は、雑草等が通行車両の視界の妨げとなり、大きな事故につながる要因となります。また、歩道にはみ出た雑草は、歩行の妨げになります。



農業委員、農地利用最適化推進委員による調査の様子

## 耕作放棄地に対する指導

耕作放棄地の所有者等に対して、農業委員会が指導、勧告等を行います。また、今年度も、所有者等に対し農地の利用意向調査を行い、貸借希望等がある場合は、農業委員会ほか関係する機関で連携し、耕作放棄地の解消に努めています。

雑草の草刈り、耕うん等を自分で行えないかたは、下記の事業所でも請け負っています。

- 川島町シルバー人材センター 297-0822
- 株式会社アグリサービス 297-1808

## 農業委員会事務局

### 受付業務のご案内

#### 利用集積

(農地の貸し借り)

農地の貸し借りをする場合、農地利用集積による利用権の設定が必要です。

毎年4月末、10月末までの年2回の受け付けとなりますので、期限までに提出をお願いします。新規に契約したいかたもお気軽にご相談ください。

#### 農地改良

(農地の埋め立て)

農地を埋め立てて畑などにする場合、農地改良の届出が必要です。また、川島町環境保全条例に基づく事前協議が必要です。なお、1000㎡以上の農地改良は、県許可となります。※毎年、6月から9月までの期間は、農地改良はできません。

#### 農地法第3条

(農地の売買)

農地を農地のまま「売買したかた」、「贈与したかた」、また、「未登記で整理をしていな

#### 農地法第4条、5条

(農地の転用)

自己用の転用（農家住宅・倉庫等の建築）の場合は、農地法第4条の許可が必要です。

一方、転用を目的とした売買・貸借（一般住宅・資材置場等）の場合は、農地法第5条の許可が必要です。

※市街化区域の転用は、埼玉県農地法第5条の届出が必要ですが、農業委員会への届出が必要です。

#### 諸証明の発行

(農家証明・耕作証明)

各種申請で、農家証明・耕作証明を必要とするかたは、農業委員会が発行しています。必要なかたは、農業委員会窓口にお問い合わせ下さい。



農地の貸し借りを応援します！

# 農地バンク制度

農地バンク制度は、所有者が管理できなくなった農地を登録していただき、借りたい人に紹介して、利用していただく制度です。

農地を貸したい人、借りたい人は、お気軽にご相談ください。

次のようなかたは登録をお勧めします。

- ①農地を借りて経営規模を拡大したい
- ②後継者不足などの理由により、経営規模を縮小したい
- ③高齢化などの理由により、耕作が困難になり、農地が遊休・荒廃化することが心配

## ■農地を貸したい人

◇貸付希望農地の登録⇒農業委員会窓口で「登録申請書」に必要事項を記入し、提出してください。

登録有効期間は5年間です。

◇登録できる農地⇒所有者が管理できなくなった農地（山林化した農地は登録できません）。

◇賃借料など⇒貸付期間や賃借料は利用希望者と相談していただきます。

※登録した農地は、必ず借りたい人が見つかるわけではありません。ご了承ください。

## ■農地を借りたい人

◇農家証明書の発行要件のある農業者・農業生産法

人・認定農業者など。

## ■その他

農地の貸し借りには、利用権設定の届出が必要です。



※申し込みにより、登録農地のリストをご覧いただけます。農業委員会事務局までお越しくください。ご希望の農地が決定すると、事務局から所有者に連絡します。その後、双方で賃借料などを相談していただきます。

## アライグマなどから農作物を守ろう

### アライグマの特徴

近年、近隣市町でアライグマやハクビシンによる農作物への被害や人家に住みつくなどの生活環境被害が増えています。特定外来生物に指定されているアライグマは、もともと外国に生息していた動物で、町では、「埼玉県アライグマ防除実施計画」に基づいて防除対策を実施しています。

アライグマは、頭胴長（頭からおしりまで）が40〜60cmです。見た目は、たぬきやハクビシンに似ていますが、尾にシマ模様があるのが特徴です。（写真参照）夜行性で、水路や側溝など浅い水辺を好んで生息しています。木登りが得意で、天井裏や廃屋、物置などを寝場所や休息場所としています。



### 農作物への被害対策

アライグマなどは、雑食性ですが、特にトウモロコシやスイカなどが好物です。一般的な防鳥ネットでは、被害を減らすことは困難ですが、電気柵が有効です。また、収穫しなかった農作物や果実、生ゴミなどを農地に放置しないことも大切です。

### 被害にお困りの方は

アライグマは、鋭いツメやキバを持ち非常に気性が荒いので、むやみに手を出さないでください。捕獲器での捕獲が有効ですので、農政産業課へご相談ください。

### 生活環境被害対策

アライグマなどは、家屋や納屋などの屋根裏に巣作りすることがあります。侵入防止のため、侵入されやすい場所を完全にふさぐことが重要です。また、餌となるようなものを戸外に放置しないことや、屋根にかかる樹木などの枝を剪定することが大切です。

TEL 299-11760

※ アライグマを捕獲するためには、原則的な猟免許が必要です。（埼玉県アライグマ防除実施計画）に基づき研修を受け、適切な知識及び技術を有すると認められた者も捕獲可能。）



農業従事者なら誰でも加入できます

# 知って得する！ 農業者年金



あなたの老後生活への備えは十分ですか？ 年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。老後の備えは国民年金プラス**農業者年金**がおすすめです。しっかり積み立て、がっちりサポート。安心で豊かな老後を！

## ● 農業者年金とは

農業者年金は、日本農業の担い手である農業者の老後の安定を図ることなどを目的とした制度で、国民年金（基礎年金）に上乗せした任意加入の公的な年金制度です。

## ● 加入要件

国民年金の※第1号被保険者で年間60日以上農業に従事する20歳以上60歳未満のかた。

※国民年金に加入し、厚生年金、共済に未加入の者又は、厚生年金、共済に加入する者に扶養されていない者。

## ● 特徴

積立方式で安心した財政運営です。年金額は加入者・受給者数に左右されない、少子高齢時代に強い制度です。

## ● 受給額例（運用利回り2.5%の場合）

加入時年齢	納付期間	月額保険料	保険料総額	男性		女性	
				年金月額	平均余命までの受取額	年金月額	平均余命までの受取額
30歳	30年	3万円	1,080万円	6.3万円	1,620万円	5.3万円	1,705万円

※この試算は、65歳までの運用利回りを2.5%、65歳の年金裁定時の予定利率を0.20%とした場合の通常加入の年金額の試算です。

## ● 農地に関する手続きについて ●

### ○ 農地の「売買」「転用」「賃借」など、権利移転には農業委員会の許可等が必要です。

申請の受付締切りは、毎月10日です。（10日が土、日曜日の場合は翌月曜日）

農業委員会では、原則として毎月25日に定例会議を開催し、農地の移転や転用、農用地利用集積計画等を審議しています。

### ○ 主な申請書類は農業委員会事務局に備え付けのほか、「川島町ホームページ」から入手することができます。

川島町ホームページ

川島町 農業委員会 申請書

検索

川島町農業委員会事務局 Tel 049-299-1760

## ● 編集後記 ●

新型コロナウイルスが、農業経営に多大な影響を与えて久しい状況であり、令和3年からは、オミクロン株が猛威を振るっている状況であります。日本でも、第3回目の予防接種が始まるなど、対策は継続していますが、多くの方々が不安の日々を過ごされていることと思えます。

そのような中、農業委員会でも研修会や視察をはじめとする活動が限られ、実施できない事業も多くありました。農業委員・農地利用最適化推進委員ともに、委員会全体での活動が制限される中、近隣農家からの個々の相談や、草刈りや耕うんの依頼などを精力的に行ってきました。今後も継続した取り組みを進めていきたいと考えています。

また、全国的に進めている農地の集積・集約についてですが、地域の話し合いが進まない状況から、今までのように飛躍的に推進できる状況ではなくなりました。このような状況になったことで、やはり、地域での話し合いは必要不可欠であると再認識させられました。

新型コロナウイルスに関しては、早期に解決に向かうものではなく、今後も引き続き注視しつつ共存していかなければならないものであると認識しています。皆様におかれましては、今後も感染予防等を徹底していただき、引き続き農業経営に努めていただければと思います。

終わりに、農業委員会だよりの発行に際し、ご協力いただいた方々に感謝申し上げます。

編集委員

相談役

神田 利基  
高橋 善隆  
稲毛 茂作  
木村 悟  
宮下 秀一  
箕輪 弘  
利根川 洋治  
小久保 彰